



契約約款変更認可申請書

西企営第 85 号  
平成 29 年 9 月 20 日

総務大臣  
野田 聖子 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふ おおさかし ちゅうおうく ばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3-15

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわ かぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むら お かず とし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の番号及び年月日

第 234 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第百 25 号）第 2 条の規定による改正前の電気通信事業法第 31 条の 4 第 3 項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 30 年 1 月 1 日より実施します。
------	---------------------------------

電報サービス認可約款の一部改正

新旧対照

旧	新
---	---

第1章 総則  
 ～ (略)  
 第3章 電報の種類  
 (電報の種類)  
 第5条 電報には、次の種類があります。

通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報 (緊急定文電報及びその他の電報となります。)
緊急定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの

第4章 通常電報  
 第6条 ～ (略)  
 第7条 (発信時間)  
 第8条 通常電報は、午前8時から午後10時までの間に発信していただきます。ただし、第18条 (伝送及び配達の順序) に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。  
 第9条 ～ (略)  
 第14条 第5章 緊急定文電報 (発信時間)

第15条 緊急定文電報は、終日発信することができます。  
 (夜間に発信した電報の配達)  
 第16条 午後7時から翌日午前8時までの間に発信した緊急定文電報は、翌日午前8時以降に配達します。  
 ただし、当社が別に定める特別取扱とした電報については、この限りではありません。

第1章 総則  
 ～ (略)  
 第3章 電報の種類  
 (電報の種類)  
 第5条 電報には、次の種類があります。

通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報 (定文電報及びその他の電報となります。)
定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、通信文に当社が別に定める定文 (以下「定文」といいます。) を使用するもの

第4章 通常電報  
 第6条 ～ (略)  
 第7条 (発信時間)  
 第8条 通常電報は、午前8時から午後7時までの間に発信していただきます。ただし、第18条 (伝送及び配達の順序) に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。  
 第9条 ～ (略)  
 第14条 第5章 定文電報 (発信時間)

第15条 定文電報は、午前8時から午後7時までの間に発信していただきます。  
 第16条 削除

新旧対照

旧

新

(その他の取扱い)  
 第17条 緊急定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第4章(通常電報)に規定する取扱いに準ずるものとします。  
 第6章 伝送及び配達の順序  
 第18条  
 ~ (略)  
 第19条  
 (緊急定文電報の伝送及び配達の順序)  
 第20条 当社は、第18条(伝送及び配達の順序)の規定によるほか、電報がふくそうし、緊急定文電報(当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。)の伝送及び配達に支障があるときは、緊急定文電報を他の電報(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。)に先立って伝送及び配達をすることあります。  
 第7章 利用の制限及び停止  
 ~ (略)  
 第11章 雑則

(その他の取扱い)  
 第17条 定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第4章(通常電報)に規定する取扱いに準ずるものとします。  
 第6章 伝送及び配達の順序  
 第18条  
 ~ (略)  
 第19条  
 (定文電報の伝送及び配達の順序)  
 第20条 当社は、第18条(伝送及び配達の順序)の規定によるほか、電報がふくそうし、定文電報(当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。)の伝送及び配達に支障があるときは、定文電報を他の電報(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。)に先立って伝送及び配達をすることあります。  
 第7章 利用の制限及び停止  
 ~ (略)  
 第11章 雑則

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 年 月 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。